

埼玉県土木積算システムにおける
「朝顔（床版補強工用）」及び「防護工（床版補強工用）」の計算処理について

標記について、埼玉県における「朝顔」および、「朝顔部の防護工」における計算処理は、以下のとおりです。片側設置の場合における供用月数の計算にご注意ください。

1 対象コード

WB431370 「朝顔（床版補強工用）」
WB431380 「防護工（床版補強工用）」

2 WB431370 朝顔（床版補強工用）の例

(1) 埼玉県土木工事標準積算基準書（令和3年10月）の記載

防護工等の設置により朝顔が必要な場合は、次式による。

両側設置の場合

$$\text{朝顔工費} = (50x_1 + 0.022y) \times A$$

片側設置の場合

両側設置の1/2にする。

x_1 : 朝顔を架設している供用月数

(供用月数は小数点第1位とし、小数点第2位を四捨五入とする)

A : 足場工の必要橋面積 (㎡)

y : 橋りょう特殊工単価 (円/人)

(2) 埼玉県土木積算システムでの計算処理

積算条件例 x_1 … 5.5月
y … 30,000円 (架空の金額です)

「朝顔（床版補強工用）」を片側設置する場合、

「供用月数」及び「橋りょう特殊工単価」を両側設置の1/2にする。

「供用月数」は、小数点第1位とし小数点第2位を四捨五入する。

$$\frac{x_1}{2} = \frac{5.5}{2} = 2.75 \rightarrow 2.8 \text{ (小数点第1位とし、小数点第2位を四捨五入)}$$

$$\frac{y}{2} = \frac{30,000}{2} = 15,000$$

$$\text{朝顔工費 (片側設置)} = (50 \times 2.8 + 0.022 \times 15,000) \times A$$

$$= (140 + 330) \times A \quad \dots \text{各項1円未満切り捨て}$$

$$= 470 \times A$$

※1 防護工（床版補強工用）についても同様の計算処理を行っています。

※2 「朝顔（床版補強工用）」・「防護工（床版補強工用）」の基準については、「土木工事標準積算基準書(河川・道路編)第IV編道路 第3章 道路維持修繕工 ⑩床版補強工」を参照してください。